

神奈川県漁業調整規則 改正理由書

1 改正内容

神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号。以下「規則」）において、あゆの採捕禁止期間は1月1日から5月31日まで及び10月15日から11月30日までであるが、相模川水系及び酒匂川水系の主たる産卵場より上流域については、後者の採捕禁止期間を11月1日から11月30日までに短縮する。

2 改正の目的

水産資源の利活用を図るため。

3 改正の理由

相模川水系及び酒匂川水系において採捕禁止期間に釣獲調査を実施したところ、主たる産卵場より上流域で10月15日～10月31日にあゆを釣獲しても、翌年の遡上数は減少しなかったことから、資源の保護培養上の支障は無いことがわかった。また、主たる産卵場より上流域では、10月15日～10月31日においてもあゆ資源が十分あることがわかった。

さらに、県内のいずれの漁協等からも異議ない旨回答を得ており、漁業調整上の支障はない。